

<一部負担金の割合>

区分	一部負担金の割合 記載事項	判定条件
一般区分Ⅰ 一般区分Ⅱ 一般区分Ⅰ	1割	世帯全員が住民税非課税の方 または 住民税課税世帯で同一世帯に現役並み所得者と2割負担の被保険者がいない方
一般Ⅱ	2割	令和4年中の住民税課税所得28万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の被保険者のうち、 【同一世帯に被保険者が1人の場合】 「年金収入＋その他合計所得金額」が200万円以上の方 【同一世帯に被保険者が2人以上いる場合】 「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上の方
現役並み所得者	3割	令和4年中の住民税課税所得145万円以上の被保険者およびその被保険者と同一世帯の被保険者 ★ただし、課税所得145万円以上の方がいる場合であっても次に該当する場合は、「1割」または「2割」となります。 【同一世帯に加入者が1人の場合】 その方の収入合計金額383万円未満、またはその方の収入と同じ世帯の70～74歳の方全員の収入の合計金額が520万円未満 【同一世帯に加入者が2人以上の場合】 加入者全員の収入合計金額520万円未満

<高額療養費>

1 か月間（暦月）にご負担いただく限度額です。医療機関等窓口の支払い額が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき差額分を払い戻します。

高額療養費に該当した際に、改めて申請の方法をお知らせします。

所得区分		自己負担限度額（月額）	
		外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）
3割負担の方 （現役並み所得者）	住民税課税所得 690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% 〈140,100円〉※4	
	住民税課税所得 380万円以上	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% 〈93,000円〉※4	
	住民税課税所得 145万円以上	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 〈44,400円〉※4	
2割負担の方	一般Ⅱ	18,000円 または （6,000円＋（医療費※1－ 30,000円）×10%）の低い方 （年間144,000円上限）	57,600円 〈44,400円〉※4
1割負担の方	一般Ⅰ	18,000円 （年間144,000円上限）	57,600円 〈44,400円〉※4
	非課税世帯 住民税 区分Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ ※3	8,000円	15,000円

※1 医療費が30,000円未満のときは30,000円として計算

※2 区分Ⅱは、世帯員が全員市町村民税非課税の場合

※3 区分Ⅰは、世帯員が全員市町村民税非課税で世帯員全員の判定用所得額が0円の場合

※4 過去12か月以内に限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目以降は限度額が下がります。